

瀬戸市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

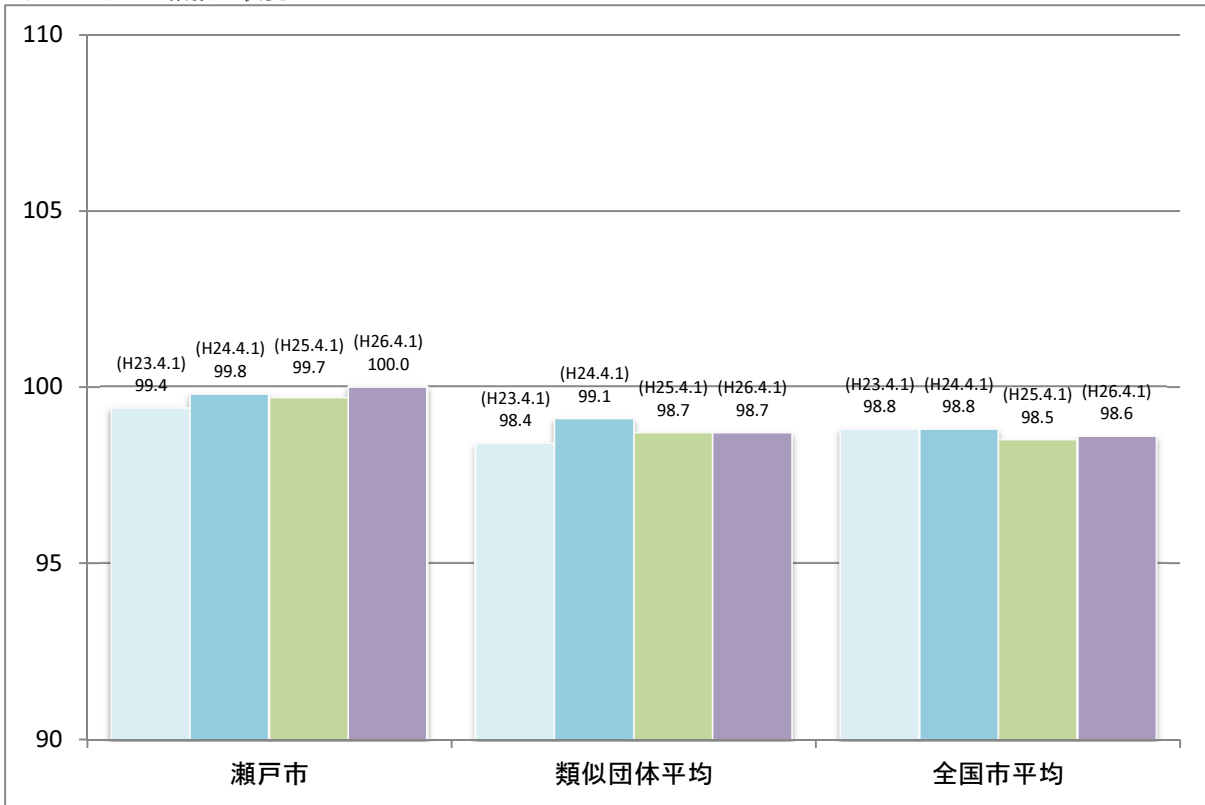
区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	131,847	33,574,281	1,672,877	6,626,819	19.7	20.7

(2) 職員給与等の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体 (Ⅲ-1)平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	633	2,580,103	643,192	946,430	4,169,725	6,588	6,021

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】

平成27年4月1日

【内容】

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

国基準6%に対し、瀬戸市においても引き続き6%を支給

③ その他の見直し内容

ア 労務職給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】

平成27年4月1日

【内容】

労務職職員に適用される給料表について、国家公務員給料表（行政職（二））に準じた給料表に改定を行った。

また、改定に併せて給料級を4級制から5級制に改めた。

イ 管理職手当の見直し

【実施時期】

平成27年4月1日

【内容】

県下自治体と比較し、改定を実施した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
瀬戸市	41.8歳	329,162円	429,881円	380,073円
愛知県	42.4歳	338,796円	439,089円	386,507円
国	43.5歳	335,000円	-	408,472円
類似団体	42.7歳	325,549円	402,261円	366,377円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
瀬戸市	50.5歳	62人	329,519円	384,761円	367,390円	-	-	-	-
うち 清掃職員	46.7歳	22人	322,577円	411,233円	372,526円	廃棄物 処理業	44.7歳	288,100円	1.43
うち 学校給食員	52.歳	15人	329,020円	357,715円	351,835円	調理師	39.8歳	270,900円	1.32
うち 用務員	51.8歳	22人	335,368円	367,730円	362,134円	用務員	54.3歳	199,300円	1.85
その他	51.7歳	3人	340,033円	450,751円	372,039円	-	-	-	-
愛知県	52.3歳	367人	340,384円	394,294円	375,731円	-	-	-	-
国	50.1歳	3,119人	287,992円	-	326,611円	-	-	-	-
類似団体	49.3歳	59人	326,688円	372,166円	353,768円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
瀬戸市	-	-	-
うち 清掃職員	6,265,445円	3,939,100円	1.59
うち 学校給食員	5,610,220円	3,636,900円	1.54
うち 用務員	5,819,656円	2,747,000円	2.12
その他	6,803,312円	-	-

平均給料月額及び平均給与月額は、あくまで平成26年4月分の金額であり、当該年度の平均を示すものではない。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成23年度から平成25年度までの労働者数で加重平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		瀬戸市	愛知県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	182,200円	172,200円
	高校卒	144,500円	147,300円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	135,600円	-
	中学卒	135,600円	123,900円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況（平成26年4月1日現在）

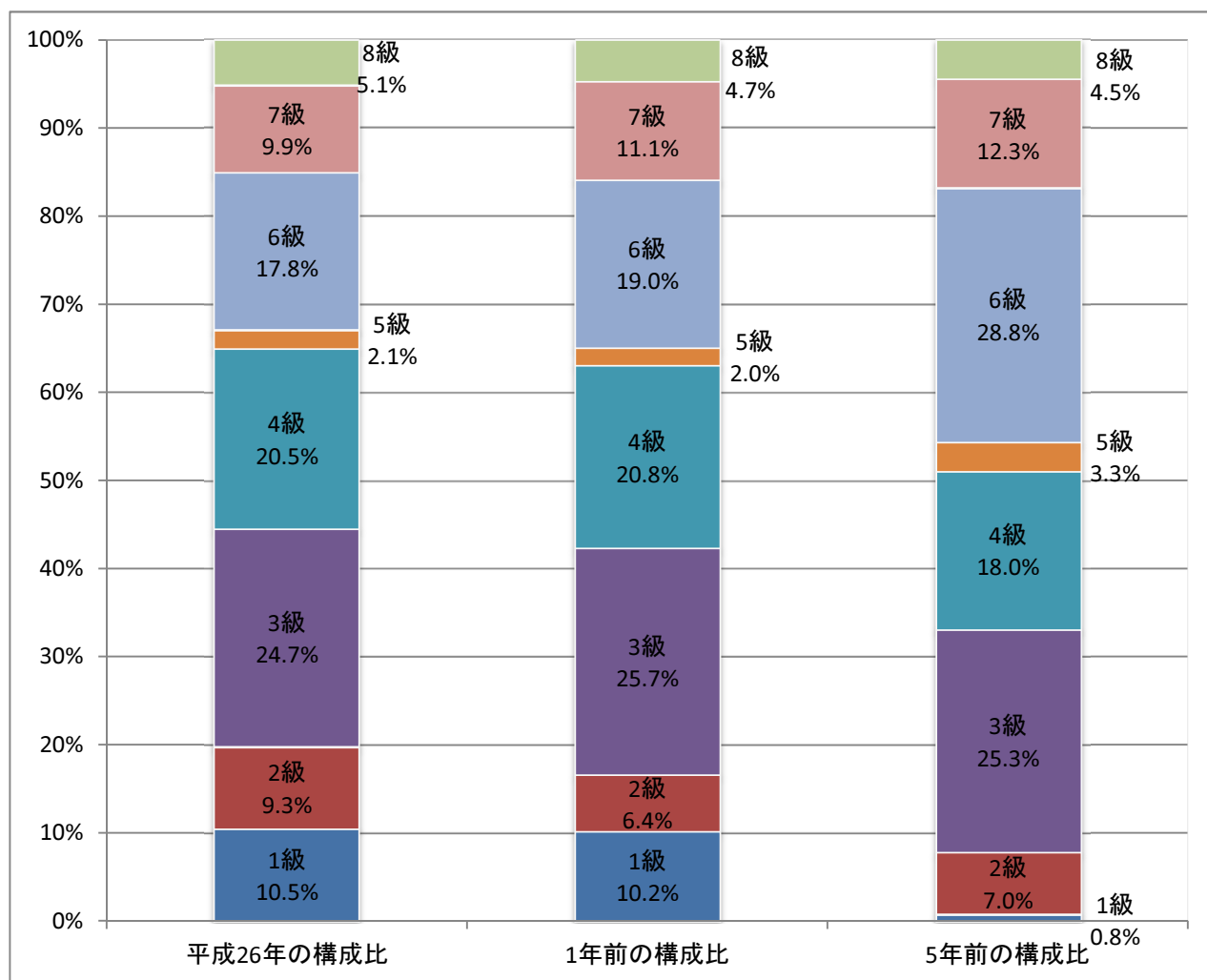
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,350円	348,650円	388,600円	409,975円
	高校卒	該当なし	該当なし	328,700円	該当なし
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	330,280円	363,900円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	329,500円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	35人	10.5%	135,600円	243,700円
2級	主事	31人	9.3%	185,800円	307,800円
3級	上級主事	82人	24.7%	222,900円	358,100円
4級	係長	68人	20.5%	287,000円	400,800円
5級	上級係長	7人	2.1%	316,400円	416,200円
6級	課長補佐	59人	17.8%	329,800円	435,600円
7級	課長	33人	9.9%	397,100円	465,200円
8級	部長	17人	5.1%	422,400円	487,800円

(注) 1 瀬戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

休職者、処分者及び人事考課結果が良好でなかった職員を除き、勤務成績を反映せず一律昇給を行った。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

瀬戸市	愛知県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,426千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,616千円	-
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算額 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算額 役職加算 3～20% 管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算額 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

休職者、処分者等を除き、人事考課表による勤務成績を反映してした。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

瀬戸市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	9,074千円	24,127千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		179,425千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		245,451円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市内	6%	731人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		100.0% (100.0%)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		18,939千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		127,966円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		19.8%		
手当の種類（手当数）		17		
手当の名称	支給職員数 (平成26年4月実績)	支給額 (日額等)	主な支給対象職員	
出張先における市税その他徴収金の徴収業務（市長が定める施設内における事務を除く。）		日額200円	税務課・国保年金課・クリーンセンター・環境課・下水道課の職員	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条及び第29条に規定する消毒作業		1回300円	健康課の職員	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条に規定する駆除作業		日額200円	環境課の職員	
労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するボイラーの取扱の作業	1人	日額100円	ボイラーを必要とする所属の職員	
消防職員が行う救急業務、救助業務又は消火業務	91人	1回200円	消防職員	
救急救命士法に規定する救急救命士が行う救急業務	24人	1回300円	救急救命士	
行旅病人または行旅死亡人の収容等の作業		1回 病人1,000円 死亡人3,000円	社会福祉課の職員	
クリーンセンターにおけるごみの収集若しくは運搬若しくは埋め立てその他の方法による処理またはし尿処理作業	23人	日額700円	クリーンセンター・資源リサイクルセンターの職員	
犬または猫の死体処理作業	10人	1匹400円	環境課・クリーンセンター・資源リサイクルセンターの職員	
浄化センター管理事務所における下水処理作業		日額500円	浄化センター管理事務所の職員	
排水路の汚泥のしゅんせつ及びその他の処理作業	1人	日額700円	維持管理課の職員	
用地交渉業務（用地取得を目的とする事務に限る。）	1人	日額300円	用地取得を目的として交渉を行う職員	
県民の生活環境の保全等に関する条例の規定により選任された公害防止担当者が行う公害防止に関する管理業務	1人	日額100円	該当する職員	
電気事業法の規定により選任された電気主任技術者が行う電気業務	1人	日額100円	電気主任技術者を必要とする所属の職員	
瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条の規定により勤務時間が定められた職員が行う業務(暦日を異に勤務時間が割り振られている連続勤務に限る。)	勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は休日でない場合	99人	1回600円	該当する所属の職員
	勤務日がいずれかが土曜日、日曜日又は休日でない場合	97人	1回1,100円	該当する所属の職員
	勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は休日である場合	90人	1回1,600円	該当する所属の職員
外国に駐在を命ぜられ、当該地において行う業務		月額403,800円 (H17.4.1現在)	該当する所属の職員	
緊急呼び出しによる作業	79人	1回500円	該当する所属の職員	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	215,480千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	288千円
支給実績（24年度決算）	209,425千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	257千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)	
扶養手当	配偶者 (13,000円)		同		81,520千円	241,899円	
	配偶者以外の扶養親族 (6,500円)						
	配偶者以外の扶養親族のうち、 満16歳から満22歳までの子1人につき (5,000円加算)						
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人まで (11,000円)						
住居手当	借家 居住者 (家賃 12,000円以上)	家賃23,000円以下 (家賃 -12,000円)	同		28,564千円	310,478円	
		家賃が23,000円を超える場合 ((家賃-23,000円)/2+11,000円) ※支給限度額27,000円					
通勤手当	交通機関 利用者	1か月当たりの運賃相当額 55,000円未満 (6か月定期相当額を半年ごとに支給)	同		59,000千円	98,170円	
		1か月当たりの運賃相当額 55,000円以上 (55,000円×6か月=330,000円を半年ごとに支給)					
	交通機関 利用者 以外	通勤距離に応じて毎月支給 (※最高限度額 35,600円)	異	距離区分設定及び支給額			
管理職手当	部長級	部長 消防長	92,200円	異	職位職階	98,393千円	572,052円
		消防次長 消防署長 議会義務局長 行政委員会事務局長 会計管理者	82,000円				
		部次長 参事	76,800円				
	課長級	課長 公所の長 グループリーダー(消防) 消防署副署長 行政委員会事務局次長	52,400円				
		主幹	47,700円				
	課長 補佐級	課長補佐 専門員 消防指令	37,400円				
管理職 特別 勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、 週休日又は休日に勤務した場合 (部長級:1回10,000円、課長級:1回8,500円、 課長補佐級:1回7,000円)		同		400千円	7,018円	

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料			(参考) 類似団体における最高/最低額	
	市長	988,000円	1,063,000円 / 504,000円	
副市長	811,000円	876,000円 / 481,000円		
報酬	議長	548,000円 ()円	760,000円 / 420,100円	
	副議長	480,000円 ()円	670,000円 / 366,000円	
	議員	450,000円 ()円	620,000円 / 338,800円	
期末手当	市長 副市長	(平成26年度支給割合) 2.95月分		
	議長 副議長 議員	(平成26年度支給割合) 2.95月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長 副市長	給料月額×勤続年数×5.9 給料月額×勤続年数×3.9	23316800 12651600	任期ごとに支給 任期ごとに支給
	備考			

- (注) 1 給料及び法収納 () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

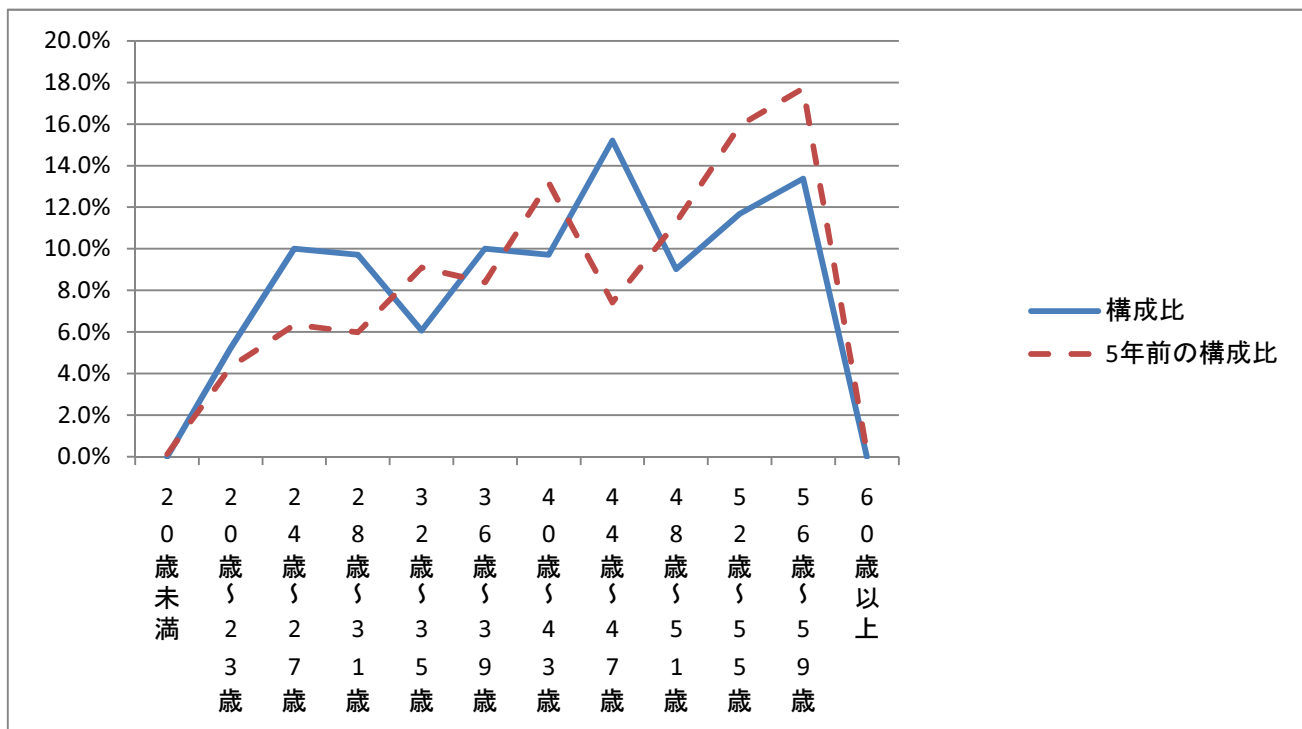
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	6	6	0	要項
	総務	125	126	1	組織改編に伴う減員、育休・病休者配置に伴う増員
	税務	41	40	-1	再任用短時間勤務職員の配置
	農水	5	6	1	農林関係部門の職員増
	商工	27	25	-2	事務事業見直しによる減
	土木	48	49	1	組織改編に伴う減員、土木一般部門職員の増員
	民生	167	154	-13	事務事業の見直し等による減員
	衛生	55	52	-3	事務事業の見直し等による減員
	計	474	458	-16	<参考> 人口1万人当たり職員数 34.73人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.12人)
	教育部門	55	51	-4	事務事業の見直し等による減員
	消防部門	126	125	-1	再任用短時間勤務職員の配置
小計	655	634	-21	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.08人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.41人)	
公営企業等	水道	28	28	0	
	下水道	17	16	-1	民間委託による減
	その他	33	32	-1	事務事業の見直し等による減員
	小計	78	76	-2	
合計		733	710	-23	<参考>
		[788]	[763]	-[25]	人口1万人当たり職員数 53.85人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	37	71	69	43	71	69	108	64	83	95	0	710

(3) 職員数の推移

部門	区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		541	524	508	483	474	458	-83 (84.7%)
教育		71	65	62	56	55	51	-20 (71.8%)
消防		128	126	126	126	126	125	-3 (97.7%)
普通会計		740	715	696	665	655	634	-106 (85.7%)
公営企業等会計		95	91	91	88	78	76	-19 (80.0%)
総合計		835	806	787	753	733	710	-125 (85.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
25年度	2,209,202千円	131,683千円	323,038千円	14.6%	15.0%

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 33	千円 130,131	千円 32,837	千円 46,732	千円 209,700	千円 6,355

(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
瀬戸市	48.5歳	400,963円	542,681円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公営企業		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (25年度)		1人当たり平均支給額 (25年度)	
1,416千円		1,426千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算額		職制上の段階、職務の級等による加算額	
役職加算 5~20%		役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

瀬戸市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置			定年前早期退職特別措置		
(2% ~ 20% 加算)			(2% ~ 20% 加算)		
1人当たり平均支給額		25,442千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		8,237千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		249,606円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市内	6%	33人	6%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	353千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	39,222円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	27.3%
手当の種類（手当数）	17

手当の名称	支給額 (日額等)	主な支給対象職員	
出張先における水道料金の徴収業務（市長が定める施設内における事務を除く。）	日額200円	水道課の職員	
停水措置業務	1回300円	水道課の職員	
用地交渉業務（用地取得を目的とする事務に限る。）	日額300円	水道課の職員	
電気事業法の規定により選任された電気主任技術者が行う電気業務	日額100円	電気主任技術者を必要とする所属の職員	
瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条の規定により勤務時間が定められた職員が行う業務(暦日を異に勤務時間が割り振られている連続勤務に限る。)	勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は休日でない場合	1回600円	浄水場管理事務所の職員
	勤務日がいずれかが土曜日、日曜日又は休日でない場合	1回1,100円	浄水場管理事務所の職員
	勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は休日である場合	1回1,600円	浄水場管理事務所の職員

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	12,457千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	377千円
支給実績（24年度決算）	11,569千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	313千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他手当

手当名	内容及び支給単価		一般行政職制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)	
扶養手当	配偶者 (13,000円)		同		4,980千円	216,522円	
	配偶者以外の扶養親族 (6,500円)						
	配偶者以外の扶養親族のうち、 満16歳から満22歳までの子1人につき (5,000円加算)						
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人まで (11,000円)						
住居手当	借家 居住者 (家賃 12,000円以上)	家賃23,000円以下 (家賃 -12,000円)	同		346千円	173,000円	
		家賃が23,000円を超える場合 ((家賃-23,000円)/2+11,000円) ※支給限度額27,000円					
通勤手当	交通機関 利用者	1か月当たりの運賃相当額 55,000円未満 (6か月定期相当額を半年ごとに支給)	同		2,871千円	87,000円	
		1か月当たりの運賃相当額 55,000円以上 (55,000円×6か月=330,000円を半年ごとに支給)					
	交通機関 利用者 以外	通勤距離に応じて毎月支給 (※最高限度額 35,600円)					
管理職手当	部長級	部長 消防長	同		2,572千円	643,000円	
		部次長 参事					92,200円
	課長級	課長 公所の長					76,800円
		主幹					52,400円
	課長 補佐級	課長補佐 専門員					47,700円
		37,400円					